

『婦人新報』の皇室関連記事

田 中 真 人

はじめに

日本基督教婦人矯風会は一八八六年の創設以来、その英文の組織名を「Japan Woman's Christian Temperance Union」と名乗っている。temperanceの語義につき、イギリスの権威ある英語辞典CODは“abstinence from alcoholic drink”との説明を付している。「日本キリスト教婦人禁酒同盟」というのが英文組織名の直訳に近い。これに対して「悪い風俗を改め直すこと」（『広辞苑』第5版）という語義のある「矯風」はより広い概念を表している。事実、日本キリスト教婦人矯風会の活動は、禁酒、あるいは禁煙運動がその有力な分野ではあることには相違ないけれども、何よりも思い浮かべるのは廃娼運動、「純潔」運動、売春防止法制定運動、海外買春観光糾弾運動、出稼ぎ外国人女性（ジャパ行きさん）救済運動という現在まで継続する流れであり、さらに明治期の一夫一婦の建白運動、地久節祝日化運動、そして婦人参政権運動といった女性の社会的地位向上を目ざす運動があり、また独自の平和運動がある。そして第一次大戦後の一九一八年の矯風会第二六回大会において、久布白落実は禁酒の課題よりも廃娼・純潔運動が重点的であることを明言している。

婦人矯風会も我が国に伝えられて三十年、翻訳時代を過ぎて、国家的色彩を帯ぶるに適當の時となつて参りました。我が国の矯風会の特殊の色彩は何でしょうか、云ふまでもなく、貞潔の戦いです。公娼の全廃より、国民道徳に徹底せる男
女貞潔の觀念を樹立するまで、国民的貞潔の教育運動です。米國矯風会は禁酒を以てその国家的色彩といたしました。

（中略）我が国における飲酒の弊は之を等閑に付す訳ではありませんが上下挙つて憂うべき今日の問題は男女の貞潔と云

うことです。(『婦人新報』第二五三号、一九一八年八月、以下二五三、18・8と略)

しかし少なくとも矯風会の創立当初は禁酒禁煙運動がその活動の主目的の位置にあった。創立時の矯風会規約(二八八六年)は次のように規定している。

第二条(目的) 本会は社会の弊風を矯め道德を脩め飲酒喫煙を禁じ以て婦人の品位を開進するを以て目的とす

第三条(会員) 第一節 凡そ婦人にして本会の規約を承諾し左記の誓約を行ひ全力を尽くして矯風の目的を拡張すべきことを誓ひ且つ毎月本会会計に金三銭以上を払ふ者は本会の会員たるべし

右誓約

今茲に上帝の補助により和洋一切の酒類及び煙草其他風俗に害あるものを禁廃せんが為に総て適當の方法を尽さんことを誓ふもの也

矯風会が創設された一八八〇年代後半から二〇世紀の冒頭の日露戦争期までの社会運動は社会改良型運動、すなわち体制打倒型ではなく、体制への寄与貢献型の運動として特徴づけられる。飛鳥井雅道「資料明治三十年代民主主義運動の一面」(『人文学報』第一七号、一九六二年)や松尾尊允「普通選挙制度成立史の研究」(岩波書店、一九八九年)第一―三章で紹介された諸運動、すなわち普通選挙運動、工場法制定運動、労働者の共済運動、動物愛護運動、死刑廃止運動、禁酒禁煙運動、廃娼運動、そして社会主義運動などの雑多な社会運動がこの時期には次々と登場する。明治国家体制の確立期のこれらの諸運動は、国家体制の選択を迫るといふ性格のものではなく、所与の社会体制のひずみと矛盾を和らげる当面の処方箋の提供という特色を共通して持つ(日露戦争期までの社会主義運動も体制変革型というよりは既存体制寄与貢献型に属する)。

こうしたさまざまな社会運動、社会改良運動のなかで事業として一定の実効を有し、大規模で恒常的な活動を行ったものに、救世軍や東京家庭学校、岡山孤児院といったキリスト教系の社会事業団体がある。自由廃業した娼婦たち、刑期を終えた受刑者、病を抱える失業者たちに食事と治療の施しを行い、病院を経営し、授産・収容施設を建設維持するという具体的な手だてを行い得たのは、救世軍を典型とする。キリスト教婦人矯風会も、みずからの運動は空理空論的でなく実効的であることを指

向し、強調した。ややのちの時期のことだが、与謝野晶子が矯風会の「醜業婦公会出席停止運動」を排他的、蔑視的であると批判したことに対しての反論では、「(晶子は)新思想とか、新生活の準備とか、抽象的の言辞のみ多く弄していられるけれど、どれだけの具体案を持し、どれだけ実行に着手していられるのでせうか」(二七五、20・7)と、みずからの運動の実効性、具体性でもって正当化されるかのような反論の仕方を行っている。この点から見れば、キリスト教婦人矯風会は一九世紀末の社会改良型社会運動の担い手の一つであり、事業型キリスト教社会事業団体の一つといえる。

事業型キリスト教社会事業団体の類型は、比較的大規模な財政活動に特色があり、収入における寄付金・補助金の占める割合が多いのが一般的である。また寄付金や補助金の獲得にふさわしい社会的信用を確保するためにも、皇室からの下賜金を期待し、それを宣伝するところがある。「皇室と基督教」(九七、05・5)と題する時報記事では、石井十次の岡山孤児院・原胤昭の出獄人保護事業・日本基督教青年会の天幕慰問事業に、各一万円の内閣下より恩賜金が下賜されたことを報じ、日本の皇室がキリスト教に深い理解を示していること、キリスト教事業団体もその信用にふさわしい活動の内実を示していることを強調している。本稿ではこの観点から、矯風会の皇室観を中心に『婦人新報』記事を検討したい。

ただし矯風会の場合、機関誌『婦人新報』に定期的な会計報告は掲載されていないし、この種の運動団体にありがちの寄付・募金の呼びかけも決して多くはない。下賜金や補助金の記事はないわけではないが、きわめて部分的である。管見の限りでは大阪婦人ホーム創立三周年にあたり内務省より三〇〇円下付(一六四、11・2)、震災罹災見舞いとして一〇〇〇円の下賜金下付(三一、23・11)、東京婦人ホームへの宮内省からの五〇〇円や内務省・東京府からの補助(三二六、24・4)、同じく東京婦人ホーム設立一二周年にあたり宮内省・内務省・東京府、そして恩師財団慶福会からの補助(三四八、27・3)といった記事が散見されるに過ぎない。この一九二七年の紀元節を期して交付された補助金は慶福会からのものが一五〇〇円であったほか金額は明示されていない。救世軍や岡山孤児院のように毎年定期的の下賜金・補助金が交付される団体には指定されていない。なお大阪婦人ホームには一九二九年に侍従長が勅使として差遣されている(三七七、29・8)。

『婦人新報』の皇室関係記事

『婦人新報』（その前身の『東京婦人矯風雑誌』、『婦人矯風雑誌』をふくむ）は『ときのこゑ』や『人道』といったキリスト教社会事業団体と同様、あるいはそれ以上に尊皇の念に厚い。そこには矢島会頭の皇室観も強く反映されているであろう。しかし直接的な皇室関係記事は『ときのこゑ』、『人道』と比べて多いとはいえない。宮澤正典の分析によれば、『女学雑誌』の皇室関係記事は、短信を中心に一八八五年の創刊から二〇〇〇項に近く、とくに一八八九年から一八九三年の五年間では約七〇〇項目と、きわめて多くの皇室記事を掲載した（同志社大学人文科学研究所編『近代天皇制とキリスト教』上以下）。おもに皇后皇太后の動向を詳細に追跡し、『女学雑誌』の思い描く、あるべき皇室観に成形された皇室像を実像の如く強調した。『婦人新報』のスタンスもこれに近いものであるが、項目数ははるかに少なく、一八八九年の創刊から一九〇五年末に至る一六年余、第一〇〇号までのうち、直接的な皇室関係記事は約九〇項目に過ぎない。その皇室記事の内容を検討してみよう。

地久節祝日化運動

初期の矯風会のとおりあげた主要課題の一つに地久節祝日化運動がある。天皇誕生日である天長節が三大節の一つあるのに対し、ネーミングにおいても対句をなす皇后誕生日の地久節が祝日とされていけないことの「不当」性の主張は創刊の年の地久節を迎える時から紙面に見られ（『皇后陛下の御誕辰』、『東京婦人矯風雑誌』一三、89・4）、また地久節当日の宮中、各女学校そして矯風会自身の祝賀の様子を報じるのは毎年の恒例の紙面であった（創刊の年については『東京婦人矯風雑誌』一五、89・6）。一九〇八年の地久節にあたり、『婦人新報』は誌面冒頭の「論説」欄であらためて地久節祝日化の主張を行った。同誌のスタンスがよく現れており、皇室や天皇制に関わる典型的なトーンの記事でもあるので、その全文を紹介してみよう。

祝地久節 なつかしい初夏の風は若葉の梢をなでて紫の色の香をそよとばかり送って更衣の袖かぐわしいこの日、空は一点の曇りも見えず峰に白き雪をかざした芙蓉の峰は目立つて神々しく、天地は平和の気に満ちてまことに嬉しい美はし

い日に、畏くも慈愛に富ませ給ふ国母陛下の御生誕を祝し奉る事の如何ばかり我等国民の幸多きことであろうか。陛下の国利を計り、民の幸福を祈り、下民を哀れみ給ふ聖徳は今更に申すも畏けれ。世にまたとなき至徳至愛に富ませらるる陛下のごとき御方を国母としていただく事はよなき幸とて、私どもは神州の民草として生まれし事を今更に天の賜物と感謝いたして居ります。顧みれば十余年の昔、私共は陛下の佳辰を祝し奉らむとて志あるものが集へて、陛下の聖徳をかしくみ御健康を祈り申せしが嚆矢にて、今は各女学校にてはこの日、業を休みて大宮居の天と地と、幾久しく栄えませと祝するようになりし事はいと嬉しき事でありませ。年毎に日章旗の緑の蔭に翻る数の加わりし事は嬉しき事ながら、国民挙つてこの日をこほぐようになりたらむにはと、いつも物足らぬ心地せらるるは、之はた私共の喜悦より溢れたるより出る不満でありませう。私共婦女子は陛下の御徳を慕ひまつりましてまこと神国の女子として神に国に家に忠なるものとなりたれもので、またならなければなりません。今日この日を心より祝しまつると共に万国民のまた此日を記念する日の一日も早かれと祈ります。再び両陛下の上に雲の上の宮居の御上に永なく天恵のゆかならむ事を祈り陛下の方歳を祝します。(二三三、08・5)

この「論説」は無署名だが、会頭の矢島楫の考え方をよく反映している。矢島はこのあと「国家に対する基督教の態度―地久節の由来」(一八〇、12・6)という署名論文を書いている。「婦人が国家のためと申して公に立つことはできませんから」少なくとも国家のために祈禱を捧げる、地久節祈禱会は、婦人の国を思う志が形に現れた数少ない機会であること、一八八三年以来の京浜婦人祈禱会が地久節祈禱会の定期開催においても主導したことなどを回顧している。この活動のなかで一八八七年に翻訳なった聖書を両陛下に献上したこと、当初の地久節祝賀会の祝文は徳富健二郎が起草したことなども述べている。なお東京市会は全国に先駆けて一九〇一年より、各学校とも地久節休日化に踏み切っており、矯風会はこれを高く評価している(四九、01・5)。

毎年の地久節の祝賀会のみならず、矯風会は主だった皇室慶事には奉祝記事を欠かさない。明治天皇の銀婚式にはハンカチ・刺繍を献納し(『婦人矯風雑誌』一一、94・9)、皇太子嘉仁の結婚式にあたっては、これが一夫一婦の原則に注意を向けた

ことを評価し（三七、00・5）、かつ記念品が酒杯でなく菓子器となり、記念切手の図案から酒杯がはずされたことをもって、皇室が禁酒への理解を示したものと見なした（三六、00・4）。奉祝記事は皇太子となる裕仁の生誕（四九、01・5）やそれと続く皇孫の誕生や着帯の儀式をこまめに追っている。

仁慈のシンボルとしての皇后

救恤、恤兵などにたずさわる仁慈のシンボルとしての皇后像を押し出し、そのなかでみずからの望ましい皇室イメージを強調していくのはキリスト教社会事業団体の通例の方法で、『婦人新報』も例外ではない。慈善会の陳列品は装飾品よりも実用品をとという皇后の訓諭を教訓的に紹介し（『東京婦人矯風雑誌』三九、91・7）、石黒軍医総監に赤十字社の歴史を幻灯で解説せしめ（『東京婦人矯風雑誌』四〇、91・8）、濃尾大震災にあたっては震災負傷者のため東京慈恵医院の医師看護婦の派遣を下令する（『東京婦人矯風雑誌』四三、91・11）、この種の記事はしばしば「皇后陛下の御仁慈」という見出しのもとに報じられた。戦争となれば篤志看護婦人会に菓子を下賜するといった記事と並び、包帯製造に精を出す「御人徳」（八七、04・7）、あるいは炎暑の中での包帯製造を清涼剤とおっしゃった「御懿徳」（八八、04・8）という定番記事が輩出する。

もともと『婦人新報』は前述のように皇室記事は多い方ではなく、皇后をはじめとする皇族が赤十字社をはじめ、慈恵院・養育院・感化院などへの関わりを網羅的に追跡している訳ではなく、この点では宮澤が紹介する『女学雑誌』のほうがはるかにこまめに記事にしている。また皇后は大規模な行啓だけでなく、内国勸業博覧会をはじめとする各種博覧会や農産品展示会、とくに女子の職業学校や製紙工場などにも見学の足をのぼすことがあったはずだが、『婦人新報』は、こうした殖産工業面の皇后の動静への関心は強いとはいえない。「大日本農会の報告奏上」（『東京婦人矯風雑誌』三一、90・11）、シカゴ博覧会への婦人の作品の出品奨励（『東京婦人矯風雑誌』五〇、92・7）、上野の教育品展覧会に行啓（六二、02・6）といった記事が散見される程度である。観桜会、観菊会、歌会などの文化的行事も、現実に実施されていたほどには『婦人新報』に記事化されてはいない。

これにたいして軍人とその家族への救恤についての記事はやや頻度を増す。日清戦争にあたり、東京陸軍記念病院へ（二、95・3）、あるいは広島予備病院へ（三、95・4）行啓して負傷兵士を見舞い、天皇が大本營がおかれた広島に出かけたのちは、皇后のしとねは毛布のみにて絹は使わないこととしていることを、兵士を思う「皇后陛下の御人徳」と持ち上げる（四、95・5）。日露戦争期の「時報」欄には同じ見出しのもとに、皇后が愛国婦人会の軍事家族救護事業を激励し、義眼義肢を下賜したこと（八四、04・4）、戦地から帰朝した野戦衛生長官を召して傷病兵の情況など御下問したこと（九二、04・12）、日本赤十字社病院と東京慈恵病院の傷病兵に反物を、旅順の俘虜に義手義足を恩賜の品として下賜したこと（九三、05・1）などを報じている。皇后だけでなく、常宮周宮の高輪西殿下や各宮妃殿下などの皇族の出征兵士への慰問袋造りに精を出す様子などが一九〇五年前半の記事に頻出する。またこの間に下賜された義肢義眼義手義足の統計を報じている（九六、05・4）。

芸娼妓排斥運動

日露戦争が始まったころ、愛国婦人会京都支部は祇園・島原の芸者五十余名の入会を許可した。芸妓といえども等しく愛国心の持ち主であるがゆえとの弁明に対する矯風会の反発に底流する主トーンは次のようなものであろう、「上には宮妃殿下を戴き有識の婦人雲の如く集まり、幾多婦人団体中の一大勢力たる愛国婦人会」に、いやしくも「風教を壊乱し、我が国婦人の面目を汚辱しつつある」「醜業婦」を入会させることが「荣誉ある愛国婦人会の席を汚さしめる」ものであると（「愛国婦人会と醜業婦」八七、04・7）。

所謂紳士紳商にして公会の席上醜業婦を近づけて恥じざる今日柄先ず婦人団体より此の陋習を破り、彼等醜業婦をして自ら其業の賤しきを自覚せしむると同時に、社会をして彼等を近づくるの如何に恥ず可きを覚らしめん（同前）

というのがかねてからの矯風会の基本的スタンスであり、この立場から愛国婦人会京都支部の処置に対する翻意を促す中心勢力となった。この問題について『愛国婦人』誌上で谷干城は、一國行政のために醜業婦の存在が必要との前提から、京都支部の処置を認容する論を主張したが、『婦人新報』はこれに反論する主先鋒の論陣を張り、結局、愛国婦人会京都支部は芸妓ら

の入会を取り消すこととなった（「谷子爵と醜業婦問題」 八八、04・9）。

このような芸娼妓（「醜業婦」）排斥の運動が一段と盛り上がるのは天皇の即位大典の時期である。大正天皇の即位大典は一九一五年一月に行われたが、この年の春に開催された矯風会第二三回大会は「即位大典に当たり、公会の席上に醜業婦を侍せじめざる事、其他凡ての風俗を紊乱する行動の取締を嚴重にせられん事をその筋に誓願する件」「精神的記念運動として今後満六年を期し公娼全廃を議事に誓願するの件」（二一五、15・5）を決議し、決議にそつた奉祝行事を行うよう、守屋東子会頭代理が就任早々の奥田義人東京市長と久保田東京府知事のもとに出向いて要請を行った（二二六、15・7）。京都府知事・京都市長・警察署長にも同様の申し入れを行っている（二二五、15・6）。同じことは大阪府・佐賀県でも行われ、佐賀では知事・市長・警察署長のほか地元有力四新聞社（佐賀新聞、佐賀毎日新聞、西肥日報、佐賀日々新聞）社長を訪問して大会決議を配布した（二一七、15・7）。矯風会本部には決議文実行のための委員会が設置され、委員長井深花子・実行委員守屋東子・会計杉本鍼子（えつこ）・書記藤井かう子・委員古田富子・飯田孝子の各委員が指名された（二一六、15・7）。

大典期間中の芸娼妓排斥運動に力を入れたのは、奉祝気分の中で彼女らが白昼公然と登場し、その存在が公認されたかのような状況となることを警戒したからである。すでに矯風会のスポーツスウーマンのような立場にある林歌子はこの点を解説して、醜業婦、賤業婦とは芸妓のこと、芸妓を全廃せよというのではなく、奉祝の公開の席上に登場させるな（吉原花魁道中のごとき）ということであり、公娼は教育の破壊者、公娼を放置すれば私娼も増えると語っている（「御大典記念事業につき問はれたるに答ふ（林歌子）」二二八、15・8）。また大典当日、新橋柳橋の芸者七〇〇名が仮装して市中を練り歩き、二重橋前で万歳三唱するとの計画に対し、これを中止させるよう文部省に要請に赴き、「社会の風紀を乱さない範囲で奉祝の意を表すように指導したい」との文部省教育課副課長の答弁を引き出している（二二八、15・8）。会頭の矢島楯子は、九月一日一〇時半から午後にかけて、自動車で首相官邸・宮内省・内務省・文部省・警視庁を歴訪して同様の要請を行った。国民は従順であるからお上の一声は国民に対し大きな力があると矢島がいうと、一木内相は「昔水野越前の守が矯風を上から強いて、却って失敗した例もありますから」矯風会のような民間団体が奮闘してくれることを期待すると回答した。芸妓の行進について

高田文部大臣は「国民の道義的制裁」に期待すると表明した（「御大典記念運動につき各大臣の意見を問ふ（矢島樞子）」二一九、15・9）。会頭が自動車に乗って要路を歴訪するというのは、いかにも矯風会らしい運動スタイルである。

内相や文相の回答は『婦人新報』の要約によるものだが、〈醜業婦排除〉の声高な矯風会の主張に対して、いささか辟易としている気味が感じられなくもない。事実「婦人矯風会が、御大典奉祝の席に、事実醜業婦たる芸妓を列席せしめないようにとの運動に対し、不真面目なる批評を加へ、冷笑的態度を以て之を待つものが間々ある」ことを認め、真面目な計画にはそれなりの敬意を以て接せよという、かなり手前勝手な主張も飛び出す（福島春浦「不真面目なる批評」二一九、15・9）。矯風会は芸妓の人権を無視しているのではなくて、忠告や説諭によつて遠慮せしめようとするものであるというのがその弁明の趣旨だが。

しかし矯風会の芸妓公然行動阻止の主張に対しては、社会運動に理解あると思われる人々からも疑問の声が挙がっていたようだ。加藤時次郎が、赤十字社や愛国婦人会では芸妓からも募金をしているのに、御大典には出席するというのは理屈が合わない」と批判したことに対し、反批判を加え、矯風会の立場の解説役を買つてしたのは安部磯雄である。安部は、芸妓が赤十字社に出入しているのであれば、「赤十字社員としてちゃんと社員相当の衣服をまとひ、婦人令嬢らしい姿で、赤十字社員として奉祝するならば」何も苦情を述べたてゝる訳ではないという（安部磯雄「芸妓問題に対する謬見」二二〇、15・10）。芸妓の姿でその身分として世間に公然と登場することは「清浄無垢な青年男女が迷惑する」から「どうか大びらに御大典奉祝の行列などしてくれるな」「蔭のほうでやるなら容しておくという云ふのである」とナイーブに語る安部の主張を〈芸妓〉が読んで説得力を持ったであろうか。

矯風会の矛先は奉祝の祝いかたにも及ぶ。即位礼と大嘗祭が終わつたあとの各地での奉祝踊りは、酒瓶を抱えた女装男子や男装女子の「卑陋の態」は「益々醜陋の情を加え今や黙視し能はざる」としてまたもや内相、文相への申し入れとなる（「之でも踊りは止めぬか」と矯風会から突き込む」二二一、15・11）。

大典奉祝熱狂の極頃日連夜醜陋見るに偲びざるものあり、心あるものの悪観を買ひ折る折柄今回之が急先鋒として京都

基督教婦人矯風会代表者守屋東子、富森幽香子、京都基督教牧師代表者日高晋一、西尾幸太郎、京都廓清代表者松浦有志太郎、原田助氏等は左の上申書を一木内相に呈し、大森知事高田文相にも提出せり

廓清会や救世軍はほぼ全面的に矯風会の運動を支援した。大典一ヶ月前の一〇月中に、矯風会大会決議文第一項（芸娼妓の公然登場排除）の実現のために廓清会の島田三郎会会長は宮内大臣と内務大臣、矯風会矢島榎子会頭は大隈首相、救世軍山室軍平と宮田脩は警視總監、三輪田は文部大臣を訪問してそれぞれ要請を行うとともに、『廓清』は矯風会応援号を発行した（『各地通信』二二〇、15・10）。

大典期間、すなわち一九二五年一月一〇日の即位礼、同一四日の大嘗祭の前に、矢島会頭ら矯風会の主要幹部は一月九日に京都入りし、同志社女学校平安寮に投宿した。大典期間中は岡崎の記念博覧会場前に矯風会の無料接待所を常置し、即位礼当日は同志社女学校での奉祝会に、一日基督教信徒祝賀会（同志社広場）、二日同志社大学創設四〇周年記念会と下賜金拝受式、一四日全国慈善協会大会、全国婦人大会にそれぞれ参加したが、矯風会単独の奉祝集会はしていない（矢島榎子「京都より」二二一、15・12）。

即位礼を期して会頭の矢島榎子は、勲六等宝冠章を授けられた（二二一、15・11）。矢島はさらにこのあと一九二四年の皇太子裕仁の成婚記念には勲五等瑞宝章を（三一六、24・4）、そして逝去直前の一九二五年には従五位のくらいが授けられた。裕仁成婚記念のさいには矢島のほかに上代淑子が叙勲を受け、二宮わか子・十時菊子・小橋かつ代・大武節子の会員が表彰を受けた。

矢島榎子は大典を前にした『婦人新報』一九二五年九月号（第二一九号）に「奉祝の真意」という文章を寄せている。両陛下への聖書献上の歴史、地久節祝賀を率先挙行してきたことなどを回顧したのち、みずからがキリスト教の信仰に目覚めたのは一八八〇年頃とし、「神を知らない前は、唯皇室と申すと考へても恐れ多いやうに覚えましたが、其の後は神の御支配のもとに一国の主権を握り給ふ皇室の尊厳とともに、云ひ知れぬ御親しみを覚えるようになりました」と、キリスト教信仰がいつその尊皇の念を喚起したことを述べている。

伊勢神宮付近遊郭廃止運動

一九一七年四月の矯風会第二五回大会は「伊勢大廟の内宮外宮付近に遊郭の存在するは大いに皇室の尊厳を瀆すものなるを懼る、故に謹んで之が撤廃を誓願す」との決議を行った。矯風会は、大阪の飛田遊郭反対運動の指揮にあたっていた林歌子を伊勢に視察派遣し、守屋東は大会決議を解説する「尊厳を瀆すものなり」(二三八、17・5)をただちに掲載した。守屋論文は伊勢神宮とその付近の古市、新古市の概観を地図入りで解説し、参拝者統計、貸座敷業者や芸娼妓統計などをしめし、この地が我が国の聖地であるから、その聖地に遊郭をおくことは許されないと云う単純明快な解説を行っている。また久布白落実は祭神の天照大神が女性であることと遊郭排除と関連づけて次のように述べる。

伊勢大廟は、天照大神を祭りしものと、何心なく聞き覚えて居りますが、我が国の曾祖として、この女神を有すること、は、我等日本婦人にとりては考ふべき事では有りますまいか。我が国を拓き、我が国を導き、最初に君臨し給ひし、偉大なる国母を有することは今日二十世紀に於いても、誇るに足る事実と申さねばなりません。今回私共が新しき意味に於いて、国を愛し、大廟を子々孫々に至るまで、開国を記念し、祖国を憶ふ聖地とさせんとする時に、其の周囲を汚す醜業者の退散を希ふのはとうぜんのことでは有りますまいか(久布白落実「伊勢大廟と日本婦人」二四二、17・9)

『婦人新報』一九一七年九月号(第二四二号)は「大廟付近にある遊郭廃止に対する会員並びに有識者婦人の意見」を掲載している。「日本のエルサレムと申すべき伊勢大廟は神聖崇高なるべき」(ガントレット恒)、「行幸啓ある場合第一に道清めする国民」が伊勢に遊郭の存在を認めているのは矛盾(小崎千代)、「大廟付近に尤も卑しき遊郭あるは不敬の極み」(小宮珠)、その他矯風会員の竹中繁子(朝日新聞社)、西川文字(真新婦人社)、小橋三四子(婦人週報社)、与謝野晶子、山田わか子、津田梅子(津田英学塾)、松田道(同志社女学校)、棚橋絢子(東京高女校長)ら、この欄で回答している女性はすべて神聖なる聖地は清浄に保たれるべきとの理屈から全面的に矯風会決議に賛意を表している。同じ号に掲載されている桑木巖翼「公娼なき社会への転向」は談話筆記だが「伊勢大廟付近を浄化せよ」との小見出しのもとに、公娼のシンボルとしての伊勢での浄

化運動の重要性を説いている(二四二、17・9)。東洋女学校校長岸部福雄「大廟付近の遊郭撤去運動に就いて」はいくぶん慎重で、「日本国中の大部分の識者が賛成すること」ではあるがしかし「一朝一夕では不可能」であり「太く短くやってのけようとしたなら失敗する」「細く長く」するべきだと警告している(二四二、17・9)。

芸娼妓排斥運動や伊勢神宮付近遊郭排除運動は大正の天皇代替わり時には大々的に取り組まれたが、一九二〇年代後半の昭和の代替わり時には、取り組まれた形跡はない。

一九三〇年代における皇室関係記事の減少 ―むすびにかえて―

昭和期に入ってから『婦人新報』には、直接皇室を扱った記事はきわめて少なくなる。一九二八年一月の裕仁即位大典にあたり、矢島の死後に会頭を継いだ小崎千代子は「奉祝 七千の矯風会員を代表して」との『婦人新報』巻頭言において「一夫一婦の人倫を守 酒、煙草の要を認めず 世の平和を希う為 隣人の徳を建てんと誓いたる 我等七千の婦人矯風会員 今謹みて 天皇皇后両陛下の万歳を三唱せん」(三六七、28・11)と誓詞を披瀝する。同じ号には侍従武官二荒芳徳「皇室の御慶事と禁酒の問題について」を掲載し、陛下自身が禁酒禁煙を励行していることを宣伝し、矯風会は大典直前の一週間を大典記念の禁酒週間とした。大典期間中の中心課題は禁酒禁煙運動に復帰したの観がある。

大典の半年前の三・一五共産党大檢舉事件にあたっては『婦人新報』は小山検事総長の談話を掲載するという形で、「檢舉された者の中には単なる思想かぶれしたものでなく、真に無産者のためを思う熱情から加盟しているものもある、こんな所から見てもこれは社会制度に乗ぜらるべき欠陥があることに違いない、このことについては官民ともに真面目に研究しなければならぬ問題である、このことなしにはいくら檢舉を行っても何にもならない」と語らせている(三六一、28・5)。時局に対する矯風会の発言のなかでは異色に属するものといえる。

満州事変勃発にあたっての矯風会の声明は、矯風会の「平和運動」の内実をよく示したものといえる。ちなみにこの前に世論をにぎわせたパリ不戦条約批准は統帥権干犯問題についての『婦人新報』の発言は見あたらない。不戦条約を歓迎する論陣

を張っていたにもかかわらず。

世界の平和確保と凡ての国際間の紛争は平和手段によつて解決さるべきものなることを信ずる我等は今回滿蒙に發生せし事變を衷心より憂うるものである。然れども此事變は所謂事變であつて不戰條約に抵触するものに非ざることを確信す（「時局に対する本会の態度」(四〇五、31・12)）

矯風会の定期大会には中央と開催地の地元の各公職者が顔を連ねるのが常態となつた。一九三八年に名古屋で開催された第四七回大会の場合、愛知県知事、名古屋市長、名古屋商工会議所会頭、名古屋基督教連盟理事長、名古屋市連合母の会会長、日本国民禁酒同盟理事長、名古屋市廃酒会会長などから來賓祝辞があり、祝電は文部大臣以下二六通が寄せられた。十五年戦争下においての矯風会大会でのこうした來賓の構成は、戦時下においても矯風会の社会的認知度は揺るぎのないものであつたことを示している。この名古屋での大会が開催されている時期は、反英運動が日本中を席卷していたが、『婦人新報』には反英キャンペーンをうかがわせる記事は皆無である。

一九四〇年の新年号には会頭林歌子の「皇紀二千六百年」と題する巻頭文が載せられている。

待たれた皇紀二千六百年は来たつた、同じく元旦ながら感慨に深いものがある。／我が国の歴史にとつて過去の百年ほど驚くべき進歩を遂げた一世紀はない。我等の内に二千七百年の元旦に会いうるものはないとして、この一億の同行者たる現代の人々と共に、我等はこの意義深き新年を心ゆくばかりに善用し活用しなければならぬ。／二千六百年には我が国としては五輪大会も引き受けよう、万国大博覧会も開催しようとする用意も、三年前七月七日の蘆溝橋の銃声と共に其幕は閉ぢて、今や世界監視の下に國家總動員、幾万の尊き犠牲を捧げて興亜の大業、中日永久の親善工作に進んでいる今日である。この大使命こそ國民の前に投げ出された、前世紀に於ける維新の大業につぐ、来るべき重大使命として畏（かしこ）み勉むべきことである。／迎年祈世／あたらしき年をむかへていのるなり 四方の海原なみたゝぬ世を 歌子（五〇二、40・12）

また久布白落実「皇紀二千六百年と矯風会」(五〇二、40・12)は「今度の日本民族の進出は、武力と経済力だけでは解決

がつかぬとは、軍人諸氏の間すでに称へられてゐる。こゝに人道の手、奉仕の手が伸びねばならぬことは万人の認むるところである」として筋腫、禁煙、純潔の運動がさらに重要性を増してきたことを強調している。

大谷美隆「国体と基督教」は『婦人新報』一九四〇年四月号から六月号までの三回連載された(五〇五一五〇七)。超国家的な神の国を力説する国家否認の宗教というのはキリストの本来の姿ではないこと、キリスト教が君主制・家族制度・私有財産制度を否定する絶対平等主義の主張をしているというのは事実誤認で、キリストの教えは絶対平等であること、博愛・絶対愛の主張は絶対平等愛ではなく、敵を愛せよといつても味方と同じように愛せよという訳ではない、正義第一主義であつても平和第一主義ではなく、正義の実現の方法としての戦争を欲するものではないが、絶対否定するものでもない、等々。これらの弁明はこの時期にキリスト教に投げかけられた懐疑に対する典型的なパターンを示したものの一例といえる。

こうした時局への迎合的な記事の横溢の中で、ガントレット恒のアメリカ旅行記の連載は『婦人新報』の複雑な性格をあらためて示している。デトロイトのフォード自動車工場の見学記では、コンペアーによる流れ作業のみごとさを「協和の力」として礼賛する(五〇三、40・2)。フォーティズムの是非はともかく、日米交渉は暗雲が立ちこめ、アメリカが明確な仮想敵国となつてきている日本において、アメリカに対する肯定的な記事が毎回登場する旅行記が連載される『婦人新報』はやはりそうとうに特異な位置にあつたといわねばならない。

十五年戦争期の『婦人新報』には天皇や皇室を論じる記事が極端に少ない。キリスト者をも巻き込んで何度か社会問題化した神社参拝強要問題についても、『婦人新報』は沈黙を守つた。また戦局を追跡する記事も少ない。反英運動はまったく無視されている。いくぶん目立つたのは禁酒・禁煙・純潔の総力戦体制への必要性を強調し、一部はこれが国民精神総動員運動に連動したことか。

日本キリスト教婦人矯風会はキリスト教と尊皇精神の調和を強く押し出したが、両者の機微に触れる問題は慎重に避けた。一九三〇年代以降、時局記事や皇室記事が少ないことは、それなりの矯風会の姿勢を示しているのかも知れない。